

運用様式第6（第6関係）

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書【記載例】

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日			
鶴岡市長 〇〇 〇〇 様		届出者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号	
		氏名 〇〇株式会社 代表取締役 消防 太郎	
		電話 〇〇-〇〇〇〇	
危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第143号）附則第3項第2号の規定に基づき下記のとおり届け出ます。			
設置者	住所	〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 電話 〇〇-〇〇〇〇	
	氏名	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 消防 太郎	
設置場所		鶴岡市〇〇町〇〇番〇〇号	
製造所等の別		貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分 地下タンク貯蔵所
設置の許可年月日及び許可番号		〇〇年 〇〇月 〇〇日 第 〇〇〇〇〇 号	
在庫管理に従事する者の職務及び組織		別紙のとおり	
在庫管理に従事する者に対する教育		別紙のとおり	
在庫管理の方法		別紙のとおり	
危険物の漏れが確認された場合に取りべき措置		別紙のとおり	
その他必要な事項			
※ 受付欄		※ 備考	

- 備考1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

(別紙)【例】

(給油取扱所を除く施設用)

地下タンク等点検実施計画書

1 危険物の在庫管理に従事する者の職務

危険物施設管理者等は、「〇〇〇〇株式会社」に勤務する者で、危険物取扱者の資格を有する者の中から点検実施者を定め、点検が適正に実施されるよう努めることとする。

2 在庫管理の対象設備

○地下タンク

タンクNo	油種名	容量
1	灯油	3 KL
		KL
		KL
		KL

○漏えい検査管

No.1 ~ No.(4) 合計本数:(4)本

3 危険物の在庫管理に従事する者に対する教育

危険物施設管理者等は、点検実施者に対し、以下の教育を実施するものとする。

対象者	実施時期	内容
点検実施者	1回/年 対象者が交代した場合は、随時	(1) 点検義務等に関する基本的事項 →点検実施計画書の意義・目的の理解 →点検管理に関する消防法の理解 →点検管理の対象となる設備の理解 (2) 在庫管理の点検方法及び記入方法 (3) 漏えい検査管の点検方法及び記入方法 (4) 異常時の対応 →異常の判断基準の理解 →異常時対応手順の理解

4 点検方法

(1) 漏えい検査管による確認に加えて、危険物の貯蔵又は取扱数量の1/100以上の精度で在庫管理を行うことにより、1週間に1回以上危険物の漏れを確認する。

(2) 漏えい検査管点検方法

- ・専用工具又はプライヤー等を使い、蓋を開ける。
- ・漏えい検査管内に3~5m程度の金属製巻尺又は棒を挿入し、金属製巻尺等に油分が付着していないか臭い又は目視で確認する。

(3) 在庫管理の方法

- ① 在庫管理を実施する際の在庫量の測定方法は、(液面計・検尺棒)を用いて行う。
- ② 在庫管理は、タンクローリーからの荷卸し前と荷卸し後の貯蔵量及びボイラー等の危険物消費設備等による始業前と始業後の消費量(流量計等で確認)から貯蔵量の増減を確認し、専用の点検表に記録する。なお、貯蔵量の確認は、1週間に1回以上行うこととし、タンクローリーからの荷受け時や危険物消費等を行った日は、その都度、記録するものとする。
- ③ 漏えい検査管による確認は、週1回以上特定の曜日を定め、この結果を前記点検表等に記録する。

5 異常の判断

(1) 在庫管理時の異常

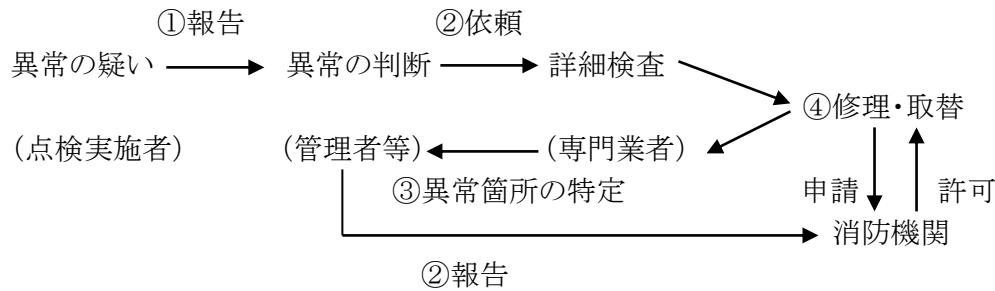
・週1回以上実施する在庫管理において著しい増減(1%を目安とし、それより大きな誤差が生じた場合)が発生した場合は異常と判断する。

(2) 漏えい検査管点検時の異常

・挿入した金属製巻尺等に著しい油分の付着が認められた場合は異常と判断する。

・漏えい検査管から著しい油臭がするか、又は挿入した金属製巻尺等に著しい油分の付着が認められた場合は異常と判断する。

6 異常時の対応



① 点検実施者は上記5.に記されている異常が疑われる場合は、速やかに管理者等へ報告する。

② 管理者等は、点検実施者から報告された「異常の疑い」が油漏えいによる異常であると判断された場合は、速やかに消防機関に報告するとともに、専用業者に詳細検査を依頼する。

③ 専用業者は異常箇所の特典を行い、管理者等へ報告する。

④ 管理者等は消防機関と相談の上、適切な修理・取替を計画し、申請、許可を受け、復旧工事を実施する。